

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成31年4月22日
【会社名】	東洋シャッター株式会社
【英訳名】	TOYO SHUTTER CO.,LTD
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 岡 田 敏 夫
【本店の所在の場所】	大阪府中央区南船場二丁目3番2号
【電話番号】	06（4705）2110（代表）
【事務連絡者氏名】	執行役員経営企画統括部長 野 中 真 也
【最寄りの連絡場所】	大阪府中央区南船場二丁目3番2号
【電話番号】	06（4705）2110（代表）
【事務連絡者氏名】	執行役員経営企画統括部長 野 中 真 也
【縦覧に供する場所】	東洋シャッター株式会社東京支店 （東京都中央区日本橋馬喰町一丁目14番5号 日本橋Kビル） 東洋シャッター株式会社名古屋支店 （名古屋市中川区北江町二丁目12番地） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

1【提出理由】

当社及び当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

特別損失の計上について

(1) 当該事象の発生年月日

平成31年3月31日

(2) 当該事象の内容

当社が保有する固定資産のうち、収益性の低下が見られた一部の固定資産について、今後の事業計画を見直し、将来の回収可能性を慎重に検討しましたところ、「固定資産の減損に係る会計基準」に基づき、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失を計上することにいたしました。

(3) 当該事象の損益に与える影響額

当該事象により、平成31年3月期の単体決算及び連結決算に減損損失約10億円を特別損失として計上いたします。

以 上